

Ⅲ 令和7年度「上富良野町教育行政執行方針」の概要

【学校教育の推進】

【目標1】 生きて働く学力の育成

1 確かな学力の育成

- (1) 全国学力・学習状況調査や様々な検査等の分析をもとに、基本的な学習内容の定着を促すための「確かな学力の育成プラン」を作成し、各学校での具体的方策を進める。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、子ども主体の授業を目指し、組織的に授業改革を進める。
- (3) STEAM教育として、教科横断的学習と探究学習推進の視点から、「課題発見・解決型」の授業を推進する。
- (4) 学習支援システムの活用を促進し「協働的な学び」の充実を図る。
- (5) 1人1台端末の持ち帰りを促進し、「個別最適な学び」を通じ、家庭学習の習慣化と質の向上を図る。
- (6) 上富良野中学校に町費負担教員1名を配置し、適切な生徒数による学級運営に取り組む。

2 特別支援教育の充実

- (1) 合理的配慮が必要な子どもたちやその特性について就学前の早期から関係機関と連携し実態把握に努める。その過程で保護者との合意形成を大切に教育相談を丁寧に進め、より適正な「学びの場」の提供に努める。
- (2) 在籍後の実態や学びの状況を定期的に交流・情報共有し、個々の自立や進路・社会参画に向けた中・長期的な支援に努める。
- (3) 上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育支援員」を配置する。
- (4) 小学校における医療的ケアの実施体制を継続する。
- (5) 通級指導について、小学校と中学校の連携し、通級指導担当教員による児童生徒の実態及び指導内容を確認し合う場を設定し「学びの接続」が図られるよう努める

3 国際理解教育及び外国語教育

- (1) 教育活動全体を通して、他国の文化や考え方に触れる機会を大切にする。
- (2) 外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置し、英語専科教員・英語担当教員との役割を明確にした専門的・効果的な指導への支援を進める。

4 情報教育の充実

- (1) 「上富良野町情報モラル指導カリキュラム」に基づき、ICT機器の基本的操作のスキル向上及び情報モラル教育を進める。
- (2) 学校教育情報化推進計画（令和5年度から令和10年度）に基づき、指標毎の目標達成において着実に取組を進める。

5 キャリア教育の充実

- (1) 自ら学ぶ力を育成するためのキャリアパスポート等の活用を推進する。
- (2) 農業体験や職場体験学習を充実させ、「学ぶこと」と「働くこと」の意義が実感できる活動の充実を図る。
- (3) SNS利用による問題行動の未然防止を図るため各家庭・保護者に定期的に啓発する。

【目標2】 豊かな心の育成

6 道徳教育の充実

- (1) 「特別の教科 道徳」を中核とし、学校教育活動全体を通じて「道徳性」を養う。
- (2) 地域の様々な人と関わる活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成に努める。

7 ふるさと教育の充実

- (1) 『第12次改訂社会科副読本「かみふらの」』の活用し、上富良野町の特色や基幹産業、十勝岳ジオパークを含む自然環境等の理解促進を図る。
- (2) アイヌの人たちの文化、北方領土等に関心を高め、正しく理解することができるよう「ふるさと学習」を進める。

8 読書活動の推進

- (1) 上富良野町子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・地域における読書活動を推進する。

9 SDGs・ESDの推進

- (1) 学校の教育活動全体を通し、「SDGs」「ESD」に関連した活動や環境教育を推進する。

10 体験活動の推進

- (1) 地域の教育資源を生かした多様な体験活動を促進する。

11 コミュニケーション能力の育成

- (1) 授業における対話や交流場면을重視し、教育過程全体を通じた言語活動の充実を図る。
- (2) 英語によるコミュニケーション能力の向上を図る授業を推進する。

12 いじめ・不登校を解消する取組の充実

- (1) 「上富良野町いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「いじめ対策委員会等の定期的・継続的な開催」を促進し「初期対応の遅滞」を招くことのないよう注視していく。
- (2) 電話による「かみふらのあんしんライン」手紙による「子ども SOS ミニレター」「メールによる相談」を継続する。
- (3) 小学校6年生から中学校3年生の各クラスで学級経営アセスメントツール（WEB QU）を導入し実施する。
- (4) 臨床心理士等専門的資格を有する人員の配置を継続し、児童生徒のカウンセリングや保護者との教育相談体制の一層の充実を図る。
- (5) 教育支援センター」の効果的な運用を図り、不登校の児童生徒のニーズに応じた「居場所づくり」を促進していく。
- (6) 保健福祉課や関係機関等との情報共有を進め多面的なサポート体制の充実を図る。
- (7) 不登校の児童生徒と学校とのつながりが途絶えることがないようにオンライン体制を継続する。

【目標3】 健やかな体の育成

13 体力・運動能力の向上

- (1) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果による体力づくりに向けた「一校一実践」が充実した取組となるように支援する。

14 健康教育・食育の推進

- (1) 養護教諭と連携・情報共有し、児童生徒の健康づくりを推進する。
- (2) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けていくように、栄養教諭による食育授業」を引き続き推進していく。
- (3) 「お弁当持参の日」について見直しの検討を進める。
- (4) 熱中症や感染症予防に向けて、健康管理の徹底に努める。

【目標4】 学びを支える家庭・地域との連携・協働

15 家庭教育支援の充実

- (1) 児童生徒の望ましい生活習慣の定着や様々な通信アプリの適切な使用等に関する情報提供に努める。

- (2) 各学校・教育支援センターと連携し、いじめ・不登校等に悩む児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制を更に支援する。

16 学校と地域の連携・協働の推進

- (1) コミュニティースクールの機能を更に活かした学校運営がより一層進むように地域コーディネーター制度への理解促進を図り、早期配置に向けて具体的な協議を進める。

17 学びのセーフティーネット

- (1) 常に学びを保障できるようオンラインによる授業体制の確立のため、家庭の状況に応じポケット Wi-fi の貸与を継続していく。
- (2) 就学援助を継続するとともに、保護者の教育費負担軽減に努める。

【目標5】 学びを高める信頼される学校づくり

18 学校段階間の連携・接続の推進

- (1) 上富良野町教育連携推進協議会の計画的な運営により、幼小連携事業「上富良野町のびのびプラン」、小中連携事業「上富良野町ぐんぐんプラン」を組織的に継続し推進していく。
- (2) 各こども園・各小中学校の行事や授業等を参観し合うことにより、保育教諭、小・中学校教諭の交流を図る。
- (3) 今後の町内全体での児童数の推移を見据え、小学校教育の充実に向けた小学校間連携を上富良野西小学校と東中小学校で進める。

19 特色ある学校づくり

- (1) こどもや保護者、地域のニーズを生かす教育内容の工夫改善への支援を継続する。
- (2) 東中小学校について、少人数によるきめ細やかな指導等、特認校ならではの特色ある学校づくりを進める。
- (3) 上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校の交流を支援する。

20 授業力・児童生徒理解力向上

- (1) 上富良野町教育研究会への支援に努める。
- (2) ICT 機器を利用した実践研修や先進的な実践校視察等を通し、ICT 活用のスキルアップや授業力向上を図る。

21 学校施設

- (1) 北海道共同調達整備事業に基づき、1人1台タブレット端末の更新を進める。
- (2) エアコン・スポットクーラーを効果的に活用し適切な温度・湿度等の管理に努める。
- (3) 将来的な小学校の教育環境のあり方を検討する時期を迎えていることから、学校施設の維持管理計画について、今後の方向性を検討していく。
- (4) 「学校給食のあり方検討委員会」を設置し、将来におけた安心・安全な給食の提供について検討・協議を進める。

22 学校運営の改善

- (1) 「北海道アクションプラン第3期計画」及び「上富良野町業務推進計画」に基づき、こどもに向き合う時間を確保するため、校務支援システムの活用による情報や教材の共有、学校、学習支援員等の効果的な活用など、業務量の軽減化を図る。
- (2) 学校教育アドバイザーを学校教育指導主事に変更し、学校に対する迅速かつ確かな指導、学校運営の改善を進める。
- (3) 部活動の地域移行に関して、学校現場の実態把握、指導者等の意向を尊重し、他地域の状況も情報収集しながら

ら進めていく。

23 学校安全教育の充実

- (1) 「危機管理初期対応マニュアル」に基づき、緊急事態における児童生徒の安全確保に向けて、各関係機関との連携を図り、継続して取り組んでいく。
- (2) 各学校の避難訓練や防犯訓練、並びに町の防災訓練と連携した取組等、安全教育に対する支援に努める。
- (3) 児童生徒の登下校時の安全について、「通学路安全推進会議」「住民会」「町内会」など関係機関と連携し、地域総ぐるみで安全保持に努める。

【目標6】上富良野高等学校への総合的支援

24 上富良野高等学校への総合的支援

- (1) 「十勝岳ジオパーク学習」をはじめ、地域探究活動などの特色ある教育活動を支援する。
- (2) 通学費や就学支援金、入学準備金の助成、各種資格取得への支援のほか、希望者に学校給食の提供を継続する。